

令和7年改正配偶者暴力防止法による 接近禁止命令等の禁止行為の追加

保護命令の種類

1年間

被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間

被害者への 電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野/乱暴な言動/無言電話/緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時~6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名前を書く告知等/性的羞恥心を害する告知等/物の送付等(電磁的記録の送信を含む)GPSによる位置情報取得等※

1年間

被害者の子への 接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまとったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間

被害者の子への 電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野/乱暴な言動/無言電話/緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時~6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名前を書く告知等/性的羞恥心を害する告知等/物の送付等(電磁的記録の送信を含む)GPSによる位置情報取得等※

1年間

被害者の親族等への 接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまとったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

2か月間

退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

●保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令(接近禁止命令等・退去等命令)を発令する制度。

●保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされている。

※ GPS機器等(位置情報記録・送信装置)と同様に、いわゆる「紛失防止タグ」による位置情報無承諾取得も禁止行為の対象。

紛失防止タグの仕組みの一例

